

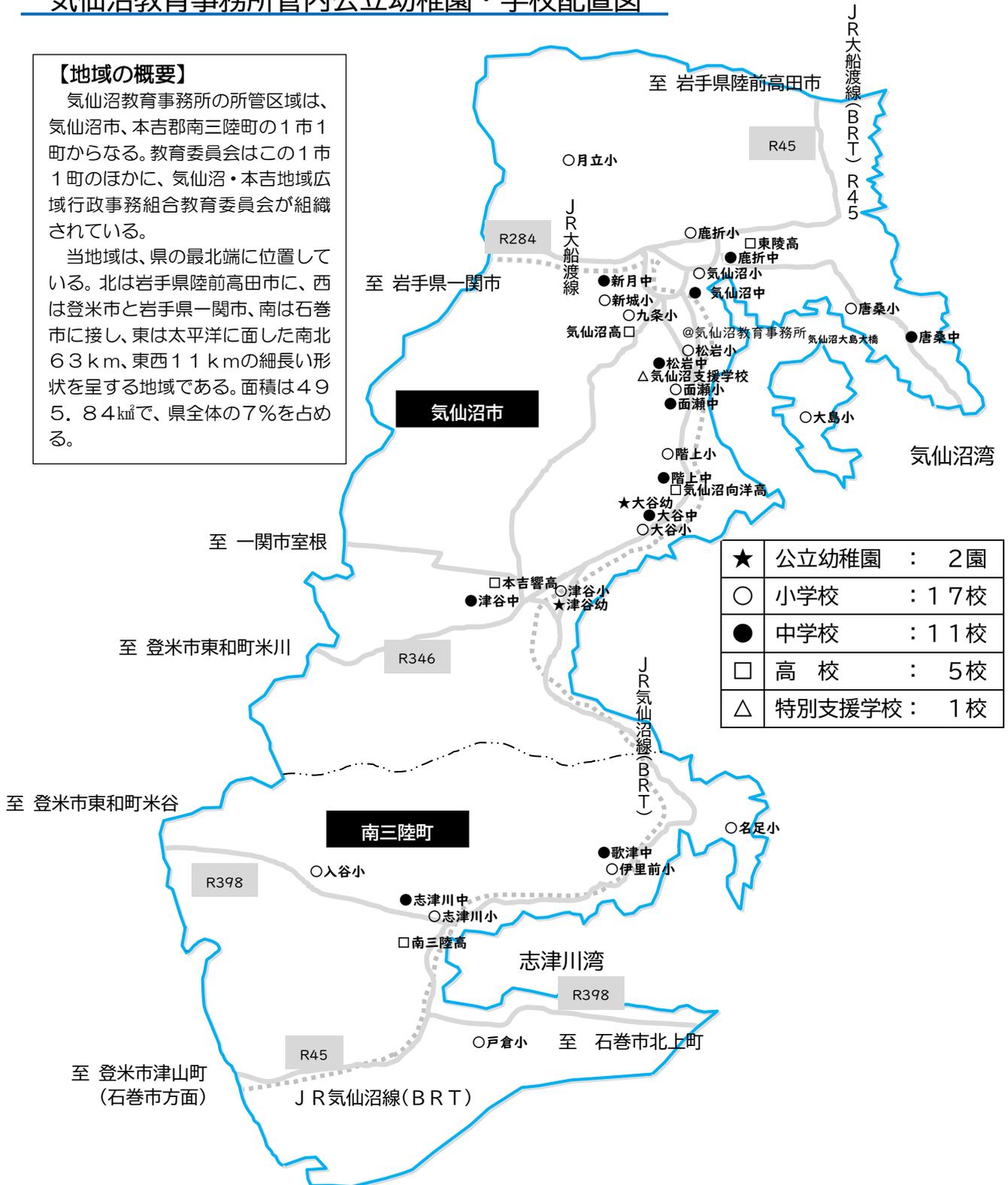
学校教育

気仙沼教育事務所管内公立幼稚園・学校配置図

【地域の概要】

気仙沼教育事務所の所管区域は、気仙沼市、本吉郡南三陸町の1市1町からなる。教育委員会はこの1市1町のほかに、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合教育委員会が組織されている。

当地域は、県の最北端に位置している。北は岩手県陸前高田市に、西は登米市と岩手県一関市、南は石巻市に接し、東は太平洋に面した南北63km、東西11kmの細長い形状を呈する地域である。面積は495.84km²で、県全体の7%を占める。



I

管内学校教育の基本方針と重点

1

基本方針

幼稚園においては、幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期とし、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、計画的な環境構成を通じて、幼児に「生きる力」の基礎を培う教育活動の推進に努める。

小・中学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現し、子供たちの未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するための教育活動の推進に努める。

2

幼児教育の重点

1 幼児期の発達の特徴を踏まえた教育課程の編成と、創意と工夫に満ちた特色ある園経営

- 幼児の発達や家庭・地域の実態を的確に把握し、園の教育課題を踏まえた教育目標の設定と組織的・協働的な教育活動を推進する。
- ねらいが明確で、幼児の思いを大切にし、多様な体験活動を位置付けた指導計画の作成・実施に努める。
- 教員の専門的な資質・能力を高める計画的な園内研修を推進する。
- 園内外の事故防止と緊急事態に対応した「危機管理マニュアル」の整備と安全管理体制の確立に努める。
- カリキュラム・マネジメントを関連付けた園評価による「開かれた園づくり」を推進する。

2 一人一人の幼児の特性に応じた指導の充実

- 幼児の行動内面と行動の共感的な理解と、一人一人の特性に応じた指導・援助に努める。
- 地域の自然や人々、文化、行事などに積極的に触れる豊かな体験活動の工夫と、主体的な遊びや行動を促す環境構成に努める。
- 身近な人々との交流体験を通じた、規範意識や道徳性の芽生えの養成に努める。
- 特別な配慮を必要とする幼児の「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と適切な支援に努める。
- 幼児一人一人を「チーム保育」で育てる指導体制の構築を推進する。
- 幼児理解による評価と累積した記録に基づいた保育の工夫・改善に努める。

3 家庭や地域、保幼小との連携の推進と小学校教育への円滑な接続

- 家庭や地域との連携による、「はやね・はやおき・あさごはん」などの基本的な生活習慣の定着を図る。
- 保護者の幼児期教育の理解を目的とした、保護者との情報交換や保護者と幼児が触れ合う場の設定に努める。
- 専門機関との連携による特別な配慮を必要とする幼児への適切な支援と、園の相談・支援体制の充実を図る。
- 保幼小の情報交換や相互参観、合同研修などを通じた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解と共有に努める。
- 幼児の発達や保幼小の学びの連続性を踏まえた、アプローチカリキュラムの作成と改善を推進する。

3 小・中学校教育の重点

1 感性豊かな心とたくましい心身の育成

(1) 志教育の一層の推進と道德教育の充実

- 学校や地域の特色を生かした取組を通して、自らの生き方について主体的な探求を促す志教育を推進する。
- 道德科を要とし、各教科等の特質に応じて児童生徒の発達の段階を考慮した、教育活動全体を通じた道德教育の充実を図る。

(2) 健康で安全な生活を営む指導の充実

- 児童生徒の体力・運動能力や健康状態を的確に把握し、体育や食育の日常的な指導の充実を図る。
- 安全・安心な学習環境の整備に努め、児童生徒の発達の段階に応じた系統的な防災教育を推進する。

(3) 郷土に誇りを持ち、地域の創り手となる教育の推進

- 地域資源を活用したふるさと学習や体験活動など、郷土愛を育み、地域と連携した取組を推進する。

2 確かな学力の育成

(1) 教員の教科等指導力の向上

- 教員一人一人の「単元構想力」や「授業実践力」など指導力の向上を図るため、協働による授業づくりの一層の推進に努める。
- 児童生徒の実態を適切に捉え、授業のねらいの明確化と振り返り活動の充実及び指導と評価の一体化を踏まえた評価方法の工夫改善を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努める。
- 各教科等の特質やねらいに応じ、ICTを日常的に有効活用した学習指導に努める。

(2) 学習習慣の定着と主体的に学ぶ態度の育成

- 授業改善と共に、家庭学習の内容を吟味し、授業と家庭学習のサイクルを確立することで学習内容の確実な定着を図るとともに、主体的に学習しようとする態度を育成する。

(3) 実践的な指導力の高める研修の推進

- 「令和の日本型学校教育の構築」を意識した校内研修の充実を図る。
- 1人1台端末を活用した授業改善に向けた研修の充実を図る。

3 家庭・地域と連携・協働した誰一人取り残さない学校づくりの推進

(1) 「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の推進

- あらゆる機会を捉えた児童生徒理解と豊かな人間関係の確立を図り、居場所づくりと絆づくりを大切に「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進する。
- 教育相談体制を充実させ、児童生徒の心のケアや、登校に不安を抱える児童生徒等への支援など、家庭、地域、民間の関係機関等と連携した組織的・計画的な取組の充実に努める。

(2) 一人一人の教育的ニーズへの対応

- 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場を構築するとともに、きめ細かな教育を展開する。

(3) 児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と学校が連携・協働した教育活動の推進

- 家庭・地域と学校が連携・協働の下、持続可能な社会づくりの担い手の育成を目指し、地域素材や人材を活用した教育活動の展開とその継続・発展に努める。

(4) 保幼小・小・中、中・高連携の推進

- 相互の授業参観や協働による授業実践、情報交換等を積極的に行い、異校種の指導内容や指導方法について相互理解を深め、学びの系統性や発達の段階に配慮した指導の充実と学びの土台づくりを推進する。

4

各種教育の重点

(1) みやぎの志教育

① 保幼・小・中・高等学校を通じた志教育の推進

- ・ 教育活動全体を通じて、学ぶ意欲や将来の生き方を主体的に考える態度を育むことを意識した取組を一層推進する。
- ・ 志教育の3つの視点「かかわる」「もとめる」「はたす」に基づき、発達の段階に応じた系統的な教育を推進し、幼児期から学ぶ意欲の源となる志を育てる。
- ・ 保幼・小・中・高等学校・特別支援学校における取組の共有やキャリアパスポートの継続的な活用及び家庭・地域との連携を密にすることを通して、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めることができる児童生徒を育成する。

② 「志教育」年間指導計画の改善と振り返りの充実

- ・ 各教科等との関連性を踏まえ、志教育のねらいに基づき、身に付けさせたい資質・能力を明示し、横断的・総合的カリキュラムの実践を一層充実させる。
- ・ 体験活動や各教科等の学習を通して、自己の成長を可視化して実感できるよう、児童生徒の振り返りの工夫・充実に努める。
- ・ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』」及びDVD資料、「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」の積極的な活用を図る。

③ 家庭・地域との連携

- ・ 学校だよりを始めとする各種通信や学校ホームページ、懇談会等を通して、志教育の活動状況や学習の成果を適切に伝え、志教育に対する一層の理解と協力を得ながら推進する。
- ・ 児童生徒に自分の住む地域のよさを知り、地域の方々への感謝の気持ちや地域のために貢献しようとする思いを育むために、地域との連携を一層重視して取り組む。
- ・ 児童生徒に自己の在り方や生き方を考えさせるために、PBL（問題解決型学習）を意識した学習を取り入れる。
- ・ 地域の企業や公的機関等における職場体験活動、専門家や先輩から話を聞くなどの様々な活動を各教科等の学習と関連付け、協働的な学びを効果的に取り入れる。

(2) いじめ防止のために

① 未然防止のための学校づくり

- ・ いじめ防止につながる発達支持的生徒指導として、全ての児童生徒を対象に、人権教育を通じて、いじめ防止対策推進法第3条に示される基本理念を踏まえ、多様性を認め、他者を尊重し、互いに理解しようとする態度を育成し、人格の健全な発達を促すよう働き掛ける。
- ・ 全ての児童生徒を対象にし、道徳科や学級活動等においていじめ防止対策推進法及び自校のいじめ防止基本方針について理解を深めるとともに、いじめを行わない態度や、いじめを発見した際に適切に行動できる判断力・実践力を身に付けるための取組を行う。
- ・ 学級担任等がいじめを受けている児童生徒を絶対を守るという明確な意思を示し、日常的に児童生徒の安全確保に努める取組を継続することで、学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- ・ 児童生徒間で人間関係が固定されることなく、学級経営や集団活動を工夫し、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ・ 保幼小連携、小中連携、中高連携、異年齢集団による交流を通して、役割を果たす経験を積み、他者から認められたという自己肯定感及び自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ スクールロイヤーによるいじめ予防教室の開催を通して、いじめが法的に許されない行為であることや、いじめに関する責任について理解を深め、いじめの未然防止に対する意識の向上を図る。

② 早期発見・早期対応

- ・ 児童生徒の小さな変化やSOSを見逃さないように教職員一人一人が日常的に観察力を高め、児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ・ 「SOSの出し方に関する教育」を通して、児童生徒自身が心の危機（変化）に気づき、信頼できる大人に相談できる力を育てていく。また、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境整備や教育相談の充実に努める。
- ・ アンケート実施後には速やかに内容を確認し、複数の教職員による点検を行うなど、いじめの兆候を見逃さない体制を整え、いじめが疑われる内容が確認された場合には、直ちに対応する。
- ・ いじめの予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を最優先した迅速な対応を行う。同時にいじめ対策組織へ状況を報告し、丁寧な事実確認とアセスメントに基づき、いじめ解消に向けた適切な対応を組織的に進める。

③ 適切な対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめを認知したりした場合は、教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに学校内で情報を共有し、いじめ対策組織で対応する。
- ・ 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、「いじめの疑い」として認知する。また、いじめを受けた児童生徒の心情を受け止め、「嫌な思い」をしたことをいじめとして認知する「積極的な認知」に一層努める。
- ・ いじめと認知したら、被害者保護を最優先し、二次的な問題（登校することができない状態、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害児童生徒の心情に寄り添い、関係者と連携しながら心のケア及び支援を継続的に行う。
- ・ 被害者のニーズを確認し、危機を共に乗り越える姿勢を大切にしながら、安全な居場所の確保、加害者や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人及び保護者の意向を尊重して対応する。
- ・ 加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が自身の行為を振り返り、被害者との関係修復に向けて考え行動できるよう、発達段階に応じた指導と支援を行う。
- ・ いじめ解消の判断については、法に示される二条件（行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと）を満たしているかどうかを本人や保護者への面談等を通じて継続的に確認するとともに、解消後も再発防止に向けた見守りと支援を行う。
- ・ いじめが起きた集団については、いじめが起きた事実を自分事として捉えさせ、いじめを生まない集団にしていくための心構えや取組について話し合う場を設定する。
- ・ 児童生徒からの聞き取り内容や保護者との対応等については、事実関係を整理し、組織的な対応に生かすため記録し保管する。
- ・ SNS等のインターネット上の不適切な書き込み等を確認した場合は、関係機関と連携しながら、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・ 法における「いじめの定義」及び「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒・保護者・地域に丁寧に説明し、共通理解を図る。
- ・ いじめへの対応に当たっては、必要に応じてスクールロイヤーを活用し、初期段階から法的視点を踏まえた助言を得る。

④ いじめ防止の体制づくり等

- ・ いじめ・長欠担当者を中心として、組織的に経過観察の計画を策定し、定期的な面談や安全確保を行うなど、全職員で役割分担を明確にした見守り体制を構築する。
- ・ 全教職員が参加して「学校いじめ防止基本方針」の点検及び見直しを定期的に行う。
- ・ 全教職員の共通理解と対応の一貫性を確保するため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を充実させる。
- ・ いじめの認知状況や自校の「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ等で公表し、地域や家庭と組織的に連携・協働する体制を構築する。また、いじめ認知ゼロの学校は、児童生徒・保護者に公表し、認知漏れの防止に努める。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関と適切に連携する。
- ・ 「宮城県いじめ防止対策推進条例」の一層の理解を図る。

(3) 登校に不安を抱える児童生徒等の支援のために

① 未然防止の取組

- ・ 豊かな人間関係づくりの推進、個に応じた指導の充実を図るとともに、学校と家庭、地域との連携、協働体制を構築し、全ての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」に努める。
- ・ いじめや暴力行為を許さない学校づくりを進め、問題行動に対しては、学校として組織的かつ毅然とした対応を行う。また、教職員による体罰や暴力、不適切な言動や指導はいかなる場合においても行ってはならない。
- ・ 児童生徒を認め、ほめる指導を大切にし、自己有用感や自己肯定感を育成するとともに、互いを思いやり、存在を認め合える学級をつくる。

② 効果的な支援

- ・ 登校に不安を抱える児童生徒等の支援においては、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく様々な専門スタッフと連携・協力し、いじめ・長欠担当者を中心とした組織的な支援体制を整えることが必要である。また、予兆への対応を含めた初期段階からの計画的な支援を行うようにする。
- ・ 登校していない、または、登校に不安を抱える要因や背景を的確に把握するため、学級担任のみならず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な視点を取り入れたアセスメントにより支援策を策定する。その際は、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして「個別の支援計画」等を作成する。
- ・ アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関が共通理解を図り、連携して支援を行う。
- ・ 児童生徒に欠席が続いたときには、電話連絡に加え、必要に応じて家庭訪問を行う。家庭訪問を行う際には、常にその目的、方法を明確にし、支援の在り方を検証しながら、適切に実施する。必要に応じて、関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者支援も視野に入れた家庭教育支援を活用する。なお、児童生徒の安否が確認できない場合などには、市町又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど適切な対処が必要である。
- ・ 登校していない児童生徒が、気仙沼市教育サポートセンター、南三陸町教育支援センター、フリースクール等民間施設において指導を受けている場合には、学校は当該機関等と連携し、学習状況等を把握する必要がある。そして、学校が把握した学習の計画や内容が教育課程に照らし合わせて適切であると判断される場合は、当該学習を適切に評価し、指導要録に記入することが求められる。また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に伝えることで、児童生徒の学習意欲に応え、自立支援につなげられるようにする。
- ・ 欠席している児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎えとともに、別室等を活用し児童生徒の状況に応じた居場所づくりや支援を行う。

③ 登校していない児童生徒に対する多様な教育機会の確保

- ・ 登校していない児童生徒の一人一人の状況に応じて、気仙沼市サポートセンター、南三陸町教育支援センター、フリースクール等民間施設やICTを活用した学習支援など、多様な学習機会を確保する（一定の要件を満たす場合には、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる）。

※参考「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」

（R5.11文科省）



④ アセスメントに基づいた支援

- ・ 登校することができない状態になる要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期段階における適切なアセスメントが重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図りながら、ケース会議等を実施し、組織的・計画的な対応を行う。
- ・ 異校種間の円滑な接続を図るため、情報交換の機会や方法を明確に設定し、「小・中申し送り個票」や「中・高申し送り個票」を活用し、引継ぎを確実にを行う。
- ・ 年度当初には、前年度の欠席状況や「個別の支援計画」等を基に情報収集を行い、支援体制を確認する。特に中学校入学時には、「小・中申し送り個票」や小・中連絡会の記録に基づいて支援計画を立てることが重要である。
- ・ 本人の課題、学校の課題、家庭の課題など多様な視点からアセスメントを行い、対応策を検討する。
- ・ 「相手の気持ちを推し量ることが難しい」「感情をコントロールすることが苦手」などの特性が見られる児童生徒については、必要な配慮や支援の在り方を学校全体で検討し、適切に働き掛ける。

⑤ 登校することができない状態になるきっかけの一つとしていじめが疑われる場合の対応

- ・ 登校することができない状態になる要因が複雑であり、いじめとの因果関係が明確でない場合であっても、きっかけの一つとしていじめが疑われる場合や、保護者から重大事態に関する申立てがあった場合には、速やかに教育委員会に報告し、組織的に調査を開始する。
- ・ 重大事態の事案は、保護者が調査を望まない場合であっても組織を立ち上げ、調査する。
- ・ いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

※参考「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」

（R6.8改訂 文科省）



⑥ その他の留意事項

- ・ 震災の影響があると思われる児童生徒や保護者がいることから、家庭環境や生活環境等の変化を注意深く見ていくことが必要である。
- ・ 家庭訪問に当たっては、目的・意図を明確にして行い、共に考える協力者としての姿勢で臨み、保護者支援の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、気仙沼市教育サポートセンター、南三陸町教育支援センター、りんくるみやぎ（総合教育センター相談支援部相談支援班）、児童相談所、市町保健福祉部局、医療機関、フリースクール等民間施設について、それぞれの機能や役割を理解し、連携を一層深める。

※参考「不登校児童生徒への支援の在り方について」
(R3.8 県教委)



(4) 学ぶ土台づくり

宮城県幼児教育推進指針
「みやぎの学ぶ土台づくり」



① 「学ぶ土台づくり」の意義の理解と推進

- ・ 幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期と捉え、幼児教育の一層の充実を図る。
- ・ 「学ぶ土台づくり」圏域別親の学び研修会の講話やワークショップ等を通して、宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」に掲げる「4つの基本方向」を保護者、教育現場と地域の関係機関で共有し、目指す子供の姿の実現に向けた施策を展開する。

② 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての保幼小間の情報交換を一層充実させ、学びの連続性を意識した保育や指導に生かしていくことが求められる。
- ・ 「生活をつなぐ」「人をつなぐ」「学びをつなぐ」の3つの視点に基づいた「保幼小接続期カリキュラム」の見直しや、架け橋プログラムの推進に努める（資料1参照）。

資料1「保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて」



③ 親になるための教育の推進

- ・ 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」及び家庭教育推進事業の周知し、積極的に活用を図る。
- ・ 中学生、高校生を対象として、学校教育をはじめ様々な場面で学ぶ機会を提供し、子を産み、育てるということの意義を適切に理解させるなど、「親になるための教育」の実践に努める。

④ 親自身の学びや育ちの支援

- ・ 宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」～十人十色の子育て&親育ち～（参加型学習プログラム）（資料2参照）や家庭教育に関する出前講座等を活用しながら、今後も親自身の育ちを支援するよう努める。

資料2「親のみちしるべ」



⑤ 地域が一体となった豊かな体験活動による学びの促進

- ・ 子供が安心して思い切り遊び、体験活動に取り組むことができるように、地域資源・人材の活用やネットワークづくり等、地域が一体となって遊びや学びを支える環境づくりを進める。

(5) 学習指導・評価

① 「主体的、対話的で深い学び」を目指す単元構想と協働による授業づくり

ア 教育課程の適切な実施と単元計画の的確な構想

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、育成すべき資質・能力を育む観点から教育課程を適切に編成するとともに、単元を通して身に付けさせたい資質・能力を十分押さえて単元計画を構想する。
- ・ 授業の見取りや学力・学習状況調査等の結果を活用するとともに、客観的データに基づく児童生徒の成果と課題を踏まえ、指導計画を作成する。

イ 協働による授業づくりの推進

- ・ 事前検討会では、単元全体で身に付けさせたい資質・能力の明確化、児童生徒の適切な実態把握、指導の手立ての具体化に努める。
- ・ 事後検討会では、本時のねらいが達成されたか、授業記録を基に児童生徒の学びの姿で検討する。また、「日常の授業に取り入れるための視点」を大切にして、成果と課題を次の実践に生かせるようにする。
- ・ 担任間、教科担当教員間の共通理解を図り、情報交換等を大切にしながら協働的に取り組む指導体制を確立する。

② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

ア 「個別最適な学び」の推進

【指導の個別化】

- ・ 児童生徒の特性や学習進度などに応じて基礎的・基本的な知識・技能等の確実な習得を目指し、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことで、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成する。

【学習の個性化】

- ・ 児童生徒の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することによって、最適な学習を選択し取り組んだり、自己調整したりできるようにする。
- ・ 「総合的な学習の時間」においては、一人一人が自分の興味・関心に基づいて学習テーマを選び、探究的に学べるようにする。

イ 「協働的な学び」の推進

- ・ 探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「協働的な学び」を充実させる。
- ・ 一人一人の良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出すようにする。

ウ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・ 授業の中で「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素を効果的に組み合わせるなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指す。
- ・ 各教科等の特質や地域・学校、児童生徒の実情を踏まえながら、ICTを活用した教材や学習活動等を工夫して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。

③ 学習習慣の指導と保幼小及び小・中、中・高連携の推進

ア 日常の望ましい学習習慣の指導

- ・ 学習の約束事については、児童生徒、家庭、教職員全体での共通理解の下に、一貫した指導を行う。
- ・ 小学校と中学校の接続を意識した学習習慣の定着を図るため、中学校区での共通理解に努める。家庭学習と授業の内容を関連させ、児童生徒に家庭学習の必要性和有効性を示し定着を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を育てる。

イ 校種間の相互理解と接続に留意した連携

- ・ 校種間で互いの指導内容や指導方法を学び合う機会を一層積極的に設ける。
- ・ 保幼小では持続可能な社会の創り手の育成に向け、5歳から小1を対象とした「架け橋期」の教育による学びや生活の基盤の保障に努める。
- ・ 小・中学校においては学習や活動の系統性を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じた指導について共通理解をした上で実践に努める。
- ・ 中学校、高等学校においては、総合的な学習（探究）の時間や防災教育、志教育等において交流や協働学習を取り入れ、互いの学びのよさに触れる機会づくりに努める。

④ 指導と評価の一体化

ア 児童生徒の学習改善へ向けた評価の工夫

- ・ 児童生徒が自らの学習を振り返って、次の学習に向かうことができるような評価方法を工夫する。
- ・ 児童生徒一人一人の資質・能力をより確かに育む視点で評価を行い、効果的かつ効率的な評価の充実を図る。

イ 教師の指導改善へ向けた評価の工夫

- ・ 児童生徒一人一人の学習達成状況の適切な評価に努め、どういった力が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、学習指導の改善に生かす。
- ・ 教師による評価とともに、児童生徒による自己評価、相互評価等、多角的評価を取り入れる。
- ・ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」の活用を図りつつ、評価規準や評価方法について教員同士で検討したり、評価に関する実践事例を蓄積したりすることを通して、評価に係る教員の力量の向上を図る。

ウ カリキュラム・マネジメントに資する評価の工夫

- ・ 学校が児童生徒や保護者に対して、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供することで、児童生徒や保護者との共通理解を図る。
- ・ 評価を学校全体で活用し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。

(6) 防災教育

東日本大震災及び令和6年能登半島地震等の経験を踏まえ、安全担当主幹教諭及び防災主任を中心として、「みやぎ学校安全基本指針（H24.10）と【追補版】（R3.4）」及び「みやぎ学校安全推進計画（第2次）（R4.10）」に基づき、さらには「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項目に基づき設定された「津波浸水域想定」や「新たな学校防災体制構築に向けた『4つ』の方針」を踏まえ、学校・地域の状況に応じた防災教育計画の推進と更なる改善を図る。

※参考 みやぎ学校安全基本指針（H24.10）【追補版】（R3.4）



みやぎ学校安全推進計画（第2次）（R4.10）



① 発達の段階に応じた防災教育の推進

- ・ 児童生徒自らが、発達の段階に応じて、危険を予測し、回避できるようにするため、「身に付けさせたい5つの力と心」「後世に伝えたい8つの教訓」を意識した指導を行う。

【身に付けさせたい5つの力と心】

- 自らの身を守り乗り切る力（自助）
- 知識を備え行動する力（自助）
- 地域の安全に貢献する心（共助・公助）
- 安全な社会に立て直す力（共助・公助）
- 安全安心な社会づくりに貢献する心（公助）

【後世に伝えたい8つの教訓】

- 1 防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践！
 - 2 これまでの避難訓練の見直し！
 - 3 二次災害に対応した、避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認！
 - 4 状況に応じた安否確認マニュアルの設定！
 - 5 保護者と引き渡しルールを事前に確認！
 - 6 市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営！
 - 7 登下校中及び在宅時の避難対応の指導！
 - 8 学校を中心とした専門家による心のケア！
- ・ みやぎ防災教育副読本「未来への絆」を、各教科等の年間指導計画に位置付け、活用の仕方を明記する。自らの命を守り、共に助け合い、生き抜くことができるように、主体的に考え、判断・行動し、進んで安全安心な社会づくりに参画することができる力を身に付けさせる。
 - ・ タブレット端末等を活用し、最新のハザードマップの確認や災害情報の収集・判断シミュレーションを取り入れた指導の充実を図る。
 - ・ 発達の段階に応じて危機理解、意思決定、行動選択の仕方や、危機予測、危機回避をする力が異なり、生命尊重への関わり方も変化していくことを考慮し、内容・方法の充実を図る。
 - ・ 各教科等を含めた教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた計画的・継続的な指導により、防災意識の向上、災害対応力の強化を図る。

② 校内組織体制の整備

- ・ 各種研修等を通じ、防災教育の指導に関すること、児童生徒等の命を守る災害対応等について全教職員の資質・能力の向上を図る。
- ・ 「みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』」にある「学校防災マニュアル見直しの手引」や実践事例を参考に、地域の災害特性を十分に踏まえた避難訓練を実施、検証した上で、「防災マニュアル」の見直しと改善を図る。
- ・ 「学校再開ハンドブック」を参考に学校再開に向けた対応について見直しを図る。
- ・ 「防災マニュアル」に、管理職、防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応、情報の連絡・共有、応急手当、心のケアなどを定め、全教職員に周知徹底する。
- ・ 児童生徒等の心のケアを長期的に支えるため、「災害時学校支援チームみやぎ（MIRAI）」等の外部支援の仕組みや活用方法について理解する。

③ 教職員の共通理解と校内研修の充実

- ・ 災害発生時には「防災マニュアル」を基本としつつ、状況に応じた対応により、児童生徒等の安全確保及び応急手当を実施できるようにする。
- ・ 災害に関する情報、地域の災害特性及び危険箇所、避難場所や避難経路について、職員会議や校内研修等を活用し、日常的に共通理解を図る。
- ・ 学校安全計画に校内研修を明確に位置付け、学校の立地状況や地域の実情に応じた内容について計画的に実施する。

④ 家庭、地域、関係機関と連携した取組

- ・ 地域と連携した防災体制を構築し、児童生徒の安全安心を確保するとともに、災害時の対応等を共有する。
- ・ 「地域学校安全委員会」や「学校運営協議会」等を活用し、日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等及び地域の安全確保が円滑に行えるようにする。
- ・ 防災教育の活性化と充実を図るために、防災教育に関連する地域講師や施設等を積極的に活用する。
- ・ 市町及び中学校区単位で安全担当主幹教諭を中心に防災主任者会を開催する。同地区の県立学校の防災主任もメンバーに入れる。

みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』

「学校防災マニュアル見直しのための手引」や各学校で防災マニュアルの見直しを進めるための実践事例、マニュアル整備に係る様式などを掲載しています。また、実践事例は随時更新されます。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/miyabou.html>



(7) 道徳教育

① 道徳教育の方針の明確化と全体計画

ア 校長の方針の明確化

- ・ 児童生徒の道徳性に関わる実態、家庭や地域の期待を踏まえ、学校教育目標との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明示する。

イ 道徳教育推進教師を中心とした全教職員による協力体制の整備

- ・ 校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実させるとともに、全教職員が指導力を発揮し協力して道徳教育を展開できる体制を整える。

ウ 全体計画の作成と実施

- ・ 児童生徒、学校及び地域の実態を考慮し、学校の道徳教育の重点目標、各学年の重点目標を設定するとともに、それに関わる道徳教育における内容項目の重点化を図る。
- ・ 全体計画には、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導の内容及び時期、家庭や地域との連携の方法を別葉にして加え、活用に努める。
- ・ 全体計画を評価する機会を設けて活用するとともに、改善に向けた体制を整える。

エ 各教科等における指導

- ・ 各教科等における特質に応じて、道徳教育の内容に係る事項を明確にし、別葉と関連させながら、学校独自の重点内容項目を踏まえて指導する。
- ・ 具体的な道徳的習慣や道徳的行為について指導を行う際は、児童生徒がそれらの意義を理解し、進んで適切な実践を自己選択できるようにする。

② 豊かな体験活動の充実といじめの防止、家庭や地域社会との連携、評価

ア 学校や学級内の人間関係や環境整備、豊かな体験の充実

- ・ 教師と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係の構築に努める。
- ・ 校舎や教室の環境整備を図り、言語環境の充実に努める。
- ・ 豊かな体験活動の充実が、いじめの未然防止において極めて重要な役割を果たすことを踏まえ、自然や社会、他者と直接関わる体験などを通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、いじめの発生しにくい集団づくりに努める。

イ いじめの防止

- ・ 児童生徒がいじめに向かわない態度や抑止する力を身に付けられるように、体験的な学びの機会を用意する。中学校では、学級全体にいじめを許さない雰囲気広がるよう、生徒自身が主体的にいじめの問題解決に向けて行動できる集団づくりに努める。

ウ 家庭や地域との連携

- ・ 家庭や地域と連携して児童生徒の道徳性を養うべく、積極的な情報発信に努める。
- ・ 学校における道徳教育の考え方やその取組についての理解を得るとともに、学校で行う道徳的体験として重要な行事等への保護者や地域の人々の積極的な参加を促したり、道徳科にも保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするように努める。

エ 道徳教育における評価

- ・ 児童生徒の人間的な成長を見守り、児童生徒が自己のよりよい生き方を求めていく努力の姿について評価をし、それらの成長を積極的に受け止め、認め、励ますよう努める。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育及び道徳科について、指導の前後における児童生徒の心の変容等を様々な方法でとらえ、その指導を評価し、指導計画や指導方法の改善に生かす。

(8) 心の教育

① 心の教育の充実

ア 道徳教育との関連

- ・ 学校の道徳教育全体計画に示された重点内容項目を全教職員で共通理解し、各教科等の学習との関連を図りながら、教育活動全体を通して児童生徒の道徳性の育成に努める。
- ・ 道徳科を道徳教育の要として、児童生徒の道徳的価値の理解を基に、物事を多面的、多角的に考えさせ、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』」の活用を通して、先人の生き方や考え方を学び、国や郷土を愛する心、伝統と文化の尊重、努力と強い意志などの心情や態度を育てる。
- ・ 自然体験や社会体験、学校行事等の直接的な体験、資料などから得る気付きや学びを生かし、道徳的価値について考え、議論するような授業の展開を工夫する。

イ 人権教育との関連・心のケア

- ・ 様々な偏見や差別をなくし、思いやりの気持ちを持ち、互いに助け合って生活しようとする態度を育成する。
- ・ 基本的人権を大切にした学級生活の環境整備、望ましい集団づくり、一人一人の児童生徒の多様性に配慮した学年・学級経営及び生徒指導に努める。
- ・ 必要に応じて児童生徒の心の回復、健全な成長のための継続的な心のケアを行う。

② 豊かな心を育むための活動の充実、家庭及び地域との連携

ア 生命を大切に作る心・思いやりや共生の心を育む活動

- ・ 生命がかげがえのないものであることを取り上げる機会を設ける。
- ・ SCや専門機関と連携し、「SOSの出し方に関する教育」を年1回以上実施する。
- ・ 一人一人が尊重され、認められる集団づくりを心掛けるとともに、児童生徒が互いに認め合う活動や、人権について考える機会を設ける。

イ 特別活動等を生かした活動・感性を磨く活動、コミュニケーション能力の育成

- ・ 集団宿泊活動等を活用して、基本的な生活習慣や社会生活上の決まりを身に付けさせ、善悪を判断し行動することができるようにする。
- ・ 感性を磨く活動を取り入れるために、音楽会や作品展等、各種文化的活動への参加を促す。
- ・ 職場見学や職場体験学習等を通じて、人間としての生き方について自覚させる。
- ・ 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成するために、言語活動を充実させ、コミュニケーション能力の育成に努める。

ウ 家庭及び地域との連携

- ・ 学校教育活動への地域住民の参加協力を積極的に促し、学校や家庭、地域が連携して児童生徒の道徳性を養う等の活動を展開するよう努める。

(9) 生徒指導

① チーム学校による生徒指導体制の構築

ア 校内指導体制

- ・ 「生徒指導提要」(R4.12文科省)を参考に、児童生徒理解の在り方、指導及び支援の在り方、生徒指導の方針、関係機関の連携の在り方等について明確化・具体化し、学校関係者が一丸となって児童生徒の指導・支援ができる校内体制の充実を図る。
- ・ 児童生徒の心のケアや登校に不安を抱える児童生徒支援、いじめ等の問題行動への対応については、いじめ・長欠担当者等を中心に、役割分担を明確にしながらか学校全体で組織的・機能的に児童生徒への指導、支援を適切に行う。

イ 教育相談体制

- ・ 児童生徒や保護者が速やかに相談できる体制を整えるとともに、事務所専門カウンセラーや相談機関の積極的な活用を図る。
- ・ 心のケアを必要としていたり、悩みや不安を抱えていたりする児童生徒の支援に当たっては、専門家によるアセスメントの下、助言を得ながら支援を行う。

② 発達支持的生徒指導の推進

ア 自己指導能力の育成

- ・ 多様な教育活動を通して、主体的に課題に挑戦したり、他者と協働して創意工夫をしたりすることの重要性を実感できるように努める。
- ・ 各教科等においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることができるよう、主体的な学習が展開されるよう努める。
- ・ 困難を克服して目的を達成したり、他者から認められたりする体験等を通して、自己有用感や自己存在感を味わわせる。

イ 学校と専門家・関係機関等との連携強化

- ・ 生徒指導委員会等を通して、学校の教育方針や生徒指導に関する情報等を共有し、専門家や関係機関の理解と協力を得ながら児童生徒の指導に当たる。
- ・ 保幼小、小中、中高の連携を強化し、児童生徒一人一人に応じた指導を工夫することで、接続期の環境変化への不適應や戸惑いの軽減に努める。

③ いじめ対応・登校に不安を抱える児童生徒等への支援

- ・ いじめや児童生徒が学校に登校することができない状態になることは、どの学校にも起こり得ることとして捉え、担当者を中心とした教職員間の綿密な情報交換や共通理解を基盤として、学校全体で組織的に取り組める体制を構築し、未然防止、早期発見・早期対応に適切に取り組む。

(10) 体力向上と健康・安全教育

① 学校における体力・運動能力の向上

ア 体力・運動能力向上の取組を実施するに当たって

- ・ 学校の教育活動全体を通じて運動に親しませ、適切に体力向上が図れるようにし、常にその活動について工夫改善に努める（体力・運動能力向上センター事業の活用）。
- ・ 全ての教職員の理解と協力の下、家庭、地域社会が連携し、組織的に児童生徒の体力・運動能力向上の取組を推進する。

イ 体力・運動能力向上に向けた取組の推進

○学校全体としての取組

- ・ 児童生徒の体力・運動能力に関する課題を明確にする。
- ・ 日常の運動機会の創出など課題解決に向けた対策を共有し、実践する。
- ・ 「体力・運動能力向上センター事業」、「WEB運動広場」、「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」等、体力向上に向けた取組の推進を図る。

○学校体育の一層の充実

- ・ 体育科・保健体育科の時間を通して児童生徒が運動の楽しさを味わい、運動に対する意欲が高まるように指導し、体力向上に向けた取組を行う。
- ・ 「体力・運動能力調査記録カード」を活用し、発達の段階に応じた目標を設定し、体力・運動能力の向上に向けた取組の充実と意識の向上を図る。
- ・ 「体力・運動能力向上調査報告書」「体力・運動能力向上のための実践事例」を活用し、自校の課題を明確にして、教育活動全体を通じて体力向上に取り組む。

○家庭・地域との連携

- ・ 家庭や地域において児童生徒が自発的・主体的に運動・スポーツに親しむ態度や実践する資質能力を育てるため、体育の課題等を通じた運動機会の創出を図る。
- ・ 児童生徒の健康や体力・運動能力の重要性について、家庭・地域に啓発を図る。

○学校及び地域の体育施設等の整備充実と活用

- ・ 体育施設等の点検整備を図り、児童生徒が安心して運動やスポーツが行える環境を整える。また、体育施設等を有効活用できるように工夫改善を図り、児童生徒が自他の健康・安全に配慮しながら、進んで運動やスポーツに取り組めるようにする。

② 学校保健

ア 学校保健計画の改善と保護者や地域との連携

- ・ 児童生徒の直面する健康課題を改善するために、保健主事を中心として学校保健計画を見直し、全校体制で取り組む。また、校医等の助言を受け、取組の改善に努める。
- ・ 保健教育の推進においては、教育課程全体を通して教科等横断的な指導を行う。

イ 心身の健康に関する今日的課題に対する指導の充実

- ・ 基本的な生活習慣の乱れ、心の健康、性に関する課題、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する問題、生活習慣病、アレルギー性疾患、感染症、肥満、う歯、視力低下等、児童生徒が直面している健康課題の改善に向けて児童生徒の発達の段階に配慮しながら、養護教諭を中心とした全校体制での教育活動に努める。
- ・ 性に関する指導については、発達の段階、学校全体での共通理解、保護者の理解を得ることなどに配慮し、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるように指導の充実を図る。
- ・ 全ての学校において年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施するよう年間計画に位置付けるなど、薬物乱用防止教育の充実を図り、薬物に対する知識だけでなく、規範意識を身に付けさせる観点での指導に努める。
- ・ がん教育については、各教科等を相互に関連付けて指導する。小学校では、健康と

命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。中学校では、がんについて正しく理解できるようにする。

ウ 定期健康診断における事後措置の徹底及び健康観察、保健指導の充実

- ・ 児童生徒の心身の健康の保持増進を期し効果的な保健教育の充実を図るため、定期健康診断の事後指導・事後措置の徹底、日常の健康観察、適切な保健指導により、児童生徒の健康の保持増進に努める。
- ・ 学校保健委員会の組織活動の活性化に努めるとともに、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図る。

③ 学校安全

ア 学校安全計画の策定と実施

- ・ 学校保健安全法第27条に基づき、「みやぎ学校安全基本指針」等を踏まえ、学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた児童生徒等の学校生活、その他日常生活における安全に関する指導事項について、学校の実態に応じた学校安全計画を策定し、取組を進める。

イ 学校安全の構成

- ・ 児童生徒等が危険を察知し、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全のために貢献する力と心を育てる安全教育を充実する。
- ・ 児童生徒等を取り巻く環境を安全に整える安全管理を徹底する。
- ・ 安全教育・安全管理の活動を円滑に進めるために校内組織を整備し機能性を高めるとともに、家庭・地域社会との連携を図ることにより組織活動を充実させる。

ウ 三段階（事前・発生時・事後）の危機管理

- ・ 「日常の危機管理」として、安全な環境（マニュアルの周知・改善を含む）を整備し、事件・事故の発生を未然に防止する。
- ・ 「発生時の危機管理」として、適切かつ迅速な対応により、被害を最小限に抑える。
- ・ 「発生後の危機管理」として、心のケア、学校再開等、通常生活の早期再開を目指す。

エ 学校安全の3領域

- ・ 「災害安全」について、児童生徒等が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動が取れるように指導する。
- ・ 「交通安全」について、児童生徒等が様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車の利用ができるように指導する。
- ・ 「生活安全（防犯を含む）」について、日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、安全確保の方法について理解し、安全に行動できるように指導する。

オ 安全点検と事後措置の徹底

- ・ 自校の安全上のリスクを想定した上で、施設・設備及び通学路等の安全点検を実施し、危険箇所の明示・修繕等の事後措置を徹底する。

④ 食に関する指導

ア 食に関する指導に係る全体計画の見直し及び年間指導計画の作成と指導の充実

- ・ 「第4期宮城県食育推進プラン」（R3.3策定）を受け、健全な食生活の実現を目指す。
- ・ 給食センターとの連携を年間計画に位置付け、学校給食での指導の充実を図る。
- ・ 食に関する指導を充実させるため、各教科等における年間計画の改善を図る。

イ 学校給食、各教科等を関連付けた指導

- ・ 学校給食の持つ教育的効果を引き出すために、栄養教諭等の専門性を生かしたり各教科等の内容と関連させた指導を行ったりするなど、教職員間の連携に努める。
- ・ 食に関する正しい知識を習得し、自ら実践する力を身に付けさせるため、栄養教諭、地域の食育コーディネーターや食育ボランティア等の専門性を有した人材を積極的に活用した指導の充実を図る。

ウ 家庭や地域社会との連携

- ・ 県及び各市町との連携を図りながら、地域の特色を生かした食育を推進する。また、学校と家庭、地域が連携して取り組めるよう、食に関する指導について実践したことを、懇談会や各種通信等を通して積極的に発信する。

エ 個別の相談対応

- ・ 学校給食においては、食物アレルギー、極端な偏食、肥満・痩身傾向、嘔（えん）下、機能障害、その他様々な個別対応が必要となる場合がある。校内の委員会組織等で安全性を最優先として十分に検討し決定するとともに、個別の相談等を行うなど、丁寧な対応に努める。

(11) 放射線等に関する指導

想定される学習

- ・ 国語科、社会科、理科、技術・家庭科、保健体育科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動における指導が考えられる。
- ・ 横断的な教育内容として、環境教育、防災教育、健康教育、人権教育において取り扱う。
- ・ 時間については児童生徒の実態に応じて柔軟に設定するとともに、形態については、学級単位、学年単位など学習内容やねらいに応じたものになるように留意する。
- ・ 放射線に関する知識と理解を深めてもらうため、保護者会等において保護者への啓発に努める。
- ・ 児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう文部科学省発行の『放射線副読本』を活用する（文部科学省HPでも閲覧可）。

※参考

文部科学省『小学生のための放射線副読本～放射線について学ぼう～』

(R 6. 8 改訂)

文部科学省『中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～』

(R 6. 8 改訂)



(12) 進路指導

① 指導計画の作成と実施

- ・ 自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた進路指導を計画的・組織的に実施する。
- ・ 各教科等との関連や上級学校、社会との接続を意識して、より計画的・組織的な取組を展開するため、教育課程全体を見通した指導計画の見直し・改善に努める。

② 進路学習の充実・指導に生かす評価の工夫

- ・ 様々な生き方や進路選択の可能性があることを理解させるとともに、自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助に努める。
- ・ 上級学校の説明会や学校見学、学校体験入学への参加を促すとともに、職場見学、職場体験等の積極的な実践に努める。
- ・ 適切な進路資料の収集と整備に努め、学校図書館や進路指導室等に進路情報コーナーを設置するなど、児童生徒が主体的に進路情報を活用できる環境を整える。
- ・ 児童生徒一人一人が目的意識を持ち、主体的に進路選択していけるようガイダンス機能の充実を意識した学級活動等の指導を工夫する。
- ・ 「キャリア・パスポート」等を活用し、学校・家庭及び地域における学習や生活の見通しを立てて学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。
- ・ 進路相談の計画的・継続的な実施に努め、児童生徒一人一人の進路に関する課題の把握と解決に向けた適切な支援に努める。

(13) 情報教育

① 情報活用能力を育成する教育課程の編成

- ・ 全ての児童生徒が「Society5.0」といった将来の予測が難しい社会に対応していくことができるよう、1人1台端末やクラウド環境等を効果的に活用した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成に努める。
- ・ 児童生徒の発達段階を考慮し、「教育の情報化に関する手引き-追補版-」における情報活用能力の体系表例等を活用しながら教育課程の編成を図る。

② 各教科等におけるICT活用とプログラミング教育、情報モラル教育の充実

ア 各教科等におけるICT活用

- ・ 小学校では、児童が情報手段に慣れ親しむとともに、適切に活用しながら学習活動が展開できるよう工夫する。中学校では、生徒が情報手段を活用し、必要な情報を主体的に収集、判断、表現、処理、創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する能力等を育む学習活動の充実を努める。

- ・ 各教科等の特質や学習過程を踏まえ、1人1台端末やクラウド環境等を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。

イ プログラミング教育の充実

- ・ 小学校プログラミング教育の必修化を含め、小・中学校を通じてプログラミング教育を充実させる。

ウ 情報モラル教育の充実

- ・ 個人情報の保護、児童生徒の健全な発達を阻害する不適切な情報、暴力行為や迷惑行為を撮影した動画投稿、著作権の侵害等（いわゆる有害情報やSNSを介したネットトラブル）等に対応した情報モラルの指導の充実に努める。
- ・ 「みやぎSNSナビゲーション」や「情報活用ノート」、「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック」等を効果的に活用する。

③ 情報教育推進のための校内体制

- ・ 学校C I O及び、情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、その役割を明確にするとともに、情報化推進委員会を設置するなど教育の情報化の推進体制を整備し、学校教育全体を通じた情報教育の充実を図る。
- ・ 情報化推進委員会等が中心となって、情報セキュリティの確保等に十分配慮した校内体制を整備する。
- ・ 総合教育センターの成果物・資料等を活用し、教員一人一人のI C T活用指導力の向上に向けた校内研修を計画的に実施する。

教育DXの一層の推進に向けて

- ・ 教育DXの推進は、教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）における重要な5つの基本方針の一つとして位置付けられた。
- ・ 学校教育における基盤的なツールであるI C Tを活用することで、これまでにない量・質のデータを収集・蓄積・分析・活用し、個々の特性等にあった多様な方法で児童生徒が学習を進めることができる。また、時間的・空間的制約を超えて音声・画像・データ等を蓄積・送受信し、今までにない方法で多様な人たちと協働しながら学習を行うことができる可能性が高まる。
- ・ 教員は「I C T活用は当たり前」という考え方にシフトチェンジし、I C Tの新たな可能性を指導に生かすことが重要である。
- ・ 1人1台端末と組み合わせながら、デジタル教科書やA Iドリル等のデジタル教材、アプリ、M E X C B T, W E Bコンテンツ等を有機的かつ効果的に活用し、未来の社会を見据え、子供たちの資質・能力を育成する。

★1人1台時代の「メディアとのつきあい方」ガイドブック（R6.2県教委）

https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-gak/media_guide.html



(14) 国際理解教育

① ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- ・ 児童生徒の実態や学校及び地域の実情を踏まえ、「異なる文化を持つ人々を受容し、共生することができる資質・能力」「自国の伝統・文化に根差した自己の確立、自らの考えや意志を発信し、具体的に行動することのできる資質・能力」を身に付けさせるというねらいの下、指導計画を作成する。
- ・ 各教科等の内容と関連を図りながら、国際理解への関心を高めるための体験的な活動を積極的に取り入れた指導計画を作成し、実施する。

② 各教科等における国際理解教育、研修の推進

ア 各教科等における国際理解教育

- ・ 「外国語活動」、「外国語」や「総合的な学習の時間（国際交流活動）」等との関連を図りながら、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心を育成する。
- ・ 外国人児童生徒や帰国子女、外国語指導助手や海外派遣の経験を有する教員等を活用し、他国の文化に触れたり、海外の人々と交流を行ったりする機会をつくり、異文化への理解を深める。
- ・ 外国人児童生徒や帰国子女については、教育委員会や関係機関等と連携を図りながら、一人一人の状況に応じた適切な支援を行う。また、当該児童生徒が学校生活において、日本語やその他教科の学習に前向きに取り組めるようにするとともに、自信や誇りを持って自己実現を図ることができるよう配慮する。

イ 研修の推進

- ・ 校内組織及び研究体制を整備し、教師自らが、国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力を身に付けるよう研修に努める。
- ・ 外国人児童生徒や帰国子女、日本語指導が必要な児童生徒に対する適切な対応に向けて、下記文部科学省作成資料等を活用した研修に努める。

※参考「外国人児童生徒受入れの手引き」（R1.3改訂 文科省）

※参考「公益財団法人宮城県国際化協会（MIA）」のHP



(15) 外国人児童生徒等への日本語指導

① 日本語指導を必要とする児童生徒の学びを保障する指導計画の作成と実施

- ・ 外国人児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、育ってきた文化背景や家族構成、学習経験、日本語習得状況、生活への適応状況など、一人一人の実態を丁寧に把握する。
- ・ JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラムの考え方に基づいた個別の指導計画を作成する。

② 多様な状況にある外国人児童生徒等への対応の工夫、日本語指導充実のための研修の推進

ア 多様な状況にある外国人児童生徒等への対応の工夫

- ・ 取り出し指導では、「サバイバル日本語」プログラムや「日本語基礎」プログラムなど個々の実態に応じた日本語指導のプログラムを選択する。
- ・ 加配教員やサポーター、多言語アプリ、1人1台端末の活用等、一人一人の日本語習得状況に応じて指導形態や指導方法を工夫する。
- ・ 短い文や簡単な言葉等を用いた文書を作成するなど、日本語の理解や使用が難しい保護者との意思疎通のための工夫をする。

イ 日本語指導充実のための研修の推進

- ・ 外国人児童生徒等の学校生活を支えるための校内組織を整備するとともに、外国人児童生徒等の適切な対応に向け、文部科学省作成資料等を活用する。

(16) 環境教育

① 課題意識を高める指導計画の作成と実施

- ・ 児童生徒が環境について、重要性と課題等の理解を深め、自ら環境を大切にする態度を養い、主体的に環境の保全に配慮した行動が取れるようにする。
- ・ 各教科等の指導計画の作成において、身近な諸問題やSDGsに関連させた環境教育を位置付けるとともに教科等横断的な学習の充実に努める。

② 体験活動や探究活動を重視した指導の充実、環境教育推進のための研修等の充実

ア 体験活動や探究活動を重視した指導の充実

- ・ 生命や自然に対する感受性や、身近な環境問題から地球規模の環境問題へのつながりを感じる力、それを守ろうとする態度を養う指導を推進する。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じて、自然体験をはじめとする様々な体験活動や探究活動を通して、自然環境を守り、子孫に引き継いでいく必要性を意識付ける。

イ 環境教育推進のための研修等の充実

- ・ 環境教育に関する指導内容、指導方法等に関する研修を行い、学校の教育活動全体を通して環境教育に取り組み、学習機会や場を計画的に設定する。
- ・ 家庭や地域社会との相互補完に努めながら、環境教育に関わる機関、団体等と連携・協働し、環境教育の充実に努める。

(17) 福祉教育

① ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- ・ 学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえ、明確な目標や指導方針を設定するとともに、各教科等との関連を大切に指導計画を作成する。
- ・ 福祉社会の形成者として必要な資質の基礎を養い、「福祉の心、福祉の理解、福祉の実践」の調和を図り、実践しようとする意欲と態度の育成に努める。

② 「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実、校内研修の推進

ア 「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実

- ・ 各教科等の指導において福祉教育との関連を明確にし、学習活動の効果的な展開や教材の工夫、開発に努める。
- ・ 総合的な学習の時間や特別活動との関連を図りながら、社会福祉施設との交流学习やボランティア活動等、体験活動を積極的に推進する。

イ 校内研修の推進

- ・ 全教職員の共通理解の下、福祉教育のねらいが達成されるよう、校内研修を推進する。
- ・ 家庭や地域との連携を図りながら、具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や福祉に関する問題を解決する実践力を組織的・継続的に育成する体制づくりに努める。

(18) 人権教育

① 「共生の心」を育てる人権教育の推進

- ・ 人権尊重の精神を基盤とし、差別や偏見をなくし、異文化や多様性を理解し、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成する。また、自分で考え正しく判断し、身近な人権問題を解決しようとする実践的な態度を育成する。
- ・ 差別はいけないと分かっているにもかかわらず、いざ自分の身近な問題になると無関心になったり、傍観したりする課題に対し、差別言動に遭遇した際にどう行動すべきか、具体的な対応方法や実践的な態度を身に付けさせるなど、知識から行動・実践への転換が求められる。
- ・ 人権に配慮した教室環境及び言語環境の整備、望ましい集団づくり、好ましい人間関係づくりなど、一人一人の基本的な人権を尊重した学年・学級経営及び生徒指導に努める。

② 人権意識を高めるための指導計画の作成と実施、校内研修体制等の充実

ア 人権意識を高めるための指導計画の作成と実施

- ・ 明確な目標や指導方針を設定した全体計画を作成し、点検・評価を行う。
- ・ 各教科等との関連を図った指導計画を作成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通して、互いの人権や個性を尊重し合い、一人一人を大切に意識を育む温かい人間関係づくりの充実に努める。

イ 校内研修体制等の充実

- ・ 教職員自らが人権教育の実践者であるという意識を深め、共生の心や実践的な態度を育成するための学習教材の開発や選定、指導方法の研修に努める。

(19) 図書館教育

① 学校図書館の機能の充実、年間指導計画の改善と学校図書館の積極的な利活用

- ・ 読書センター、学習・情報センターとしての機能を果たせるよう、蔵書や資料の整備・充実に努める。
- ・ 図書館教育担当を中心に全教職員の協力体制を確立し、読書好きの児童生徒を増やすとともに、「心の居場所」としての役割を果たせるように努める。
- ・ 教育活動との関連を図り、発達の段階を踏まえた年間指導計画を作成、実施する。
- ・ 学校図書館の積極的な利活用に努め、問題解決的な学習など多様な学習活動を推進する。

- ・ G I G Aスクール構想による1人1台端末の普及に伴い、紙の書籍とデジタル資料の使い分けや、教員の情報スキルの向上を図りながら、効果的にI C T機器と学校図書館を連携させた学習展開が求められる。

② 学校図書館の利用指導と図書指導の充実・強化、地域に開かれた学校図書館づくり

- ・ 自己教育力の育成の観点から、図書館利用の習慣形成を目指し、児童生徒に学校図書館の利活用の仕方を身に付けさせるとともに、進んで学校図書館を利用し、読書に親しもうとする態度の育成に努める。
- ・ 地域のボランティアの導入等、学校と家庭・地域との連携・協力を進め、保護者や地域住民にも開放するなど、地域に開かれた学校図書館づくりに努める。

(20) ふるさと教育・E S D

① 家庭・地域と連携し郷土愛や社会力、人間性を育むふるさと教育

ア ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- ・ 志教育との関連を図りながら、学校教育活動全体を通して、郷土愛、自然愛を育むとともに、郷土の発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。
- ・ 地域、幼児や児童生徒の実態及び園・学校の教育目標を踏まえて全体計画を作成し、教育活動全体を通じて、相互の関連を図るよう努める。

イ 郷土を愛する心情と態度を育む指導の充実

- ・ 郷土の人々の生活や歴史、先人の業績や伝統を理解させるとともに、郷土の発展に寄与する心情と態度を育成する。(みやぎの先人集『未来への架け橋』の活用)。
- ・ 郷土の自然を愛し、その保全に努め、住みよい生活環境を築こうとする心情と態度を育成する。
- ・ 郷土の芸能に親しみ、その保護、伝承及び発展に努めるとともに、自らも芸術文化を創造しようとする心情と態度を育成する。
- ・ 災害からの復興を目指す郷土をこれからも大切にしていこうとする心情と態度を育成する。

ウ 各園、学校に応じた教育の推進

- ・ 幼稚園では、地域の人々との関わりや地域の自然や文化に親しむ活動を積極的に取り入れ、身近な地域に対する愛着心を育む。
- ・ 小・中学校では、地域の自然や歴史、文化、社会等を教材とした学習活動を進め、地域への興味・関心を高めるとともに理解を深め、地域に対する愛情を育み、発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。

② 未来を切り拓く力を育み、持続可能な社会の実現を目指すE S D

ア ねらいを踏まえた指導計画の作成

- ・ E S Dを学校経営方針に位置付けた上で、校内組織を整備し学校全体として取り組むとともに、E S Dを適切に指導計画に位置付け、地域や大学・企業との連携児童生徒による発信と学習成果の振り返りを計画的に行う。

- ・ 児童生徒が「6つの視点（多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性）」を軸にして、持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、解決に向けて取り組むことができるようにする。
- ・ 課題解決に必要な「7つの能力・態度（批判的に考える力、未来像を予測して計画を立てる力、多面的・総合的に考える力、コミュニケーションを行う力、他者と協力する力、つながりを尊重する態度、進んで参加する態度）」を育成する。
- ・ ESDの持続可能な未来を創る力を育むという目的が、地域の自然や文化等を基盤としたふるさと教育や海洋教育と深く関わっていることから、ふるさと教育においては児童生徒が地域の自然や文化等を学び、郷土愛や地域への誇りを醸成すること、海洋教育においては海とのつながりを通じて、地域の課題をグローバルな課題と結び付けた学びの充実を図る。
- ・ ESDを推進すること自体がSDGsの達成に貢献することを踏まえ、SDGsが掲げる17の目標（課題）をESDに取り入れるなどを行い、学校や地域の課題解決などを図る。

イ 主体性のある問題解決を目指した学習指導

- ・ 問題解決的な学習を適切に位置付けるなど、探究的な学習過程を重視し、学習者を中心とした主体的な学びの機会を充実する。
- ・ 知識・理解に留まらず、学びを生かし、様々な問題を「自分の問題」として行動する「実践する力の育成」を目指す。
- ・ 各学校・地域の実情や児童生徒の実態に応じた課題を取り上げて、各教科等における学習や家庭・地域社会とのつながりを図りながら、継続的・実践的な指導を推進したり、現実的な問題解決に取り組んだりするなどの工夫をする。

(21) 主権者教育

① 主権者教育等（主権者教育、租税教育、消費者教育）の研修の充実

- ・ 将来の社会を担う主権者に必要な基礎的な知識・技能及び態度を段階的・系統的に身に付けられるよう、学習指導要領に基づいた指導を着実に行う。
- ・ 主権者教育等への正しい理解に加え、優れた教材の開発や外部人材の活用を図る。

③ 各学校種に応じた主権者教育等の充実

ア 幼稚園

- ・ 人や物との関わりを重視した様々な体験を通して、お使いや買い物に興味を持つこと、身の回りのものを大切にすること、協力することの大切さについて、幼児自らが気づき、考えられるよう指導を工夫する。

イ 小・中学校

- ・ 児童生徒自らが、生活する上で必要な基礎的な知識を身に付け、主体的に社会参画することの意義や価値について理解させるため、各教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決したり、諸活動を計画・運営したりする等の指導を工夫する。
- ・ 主権者としての納税の義務について理解させるため、関係機関と連携し、租税教室等を行う。
- ・ 消費者の自立の支援などを含めた消費者の保護や身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害等についての理解を深めるため、副読本の活用や関係機関との連携を図る。

(22) へき地・複式教育

① 地域や学校の実態に即した教育活動

- ・ へき地・複式教育にあっては、へき地教育の「三特性（へき地性・小規模性・複式形態）」を十分に生かした教育活動を展開し、義務教育の機会均等とその教育水準の維持・向上に努める。
- ・ 地域の特性と児童生徒の実態等を踏まえ、学校課題の解決に向けた教育課程の編成と実施に努める。
- ・ 小規模校の特色を生かし、創意ある教育活動を推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導を充実させて児童生徒に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。

② 少人数指導・複式指導の工夫と改善

- ・ 少人数学級の特性を生かして、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、学ぶ楽しさや成就感などを味わわせる中で、児童生徒が主体的に学ぶ力を育てるための学習過程を工夫する。
- ・ 複式指導では、ICTを活用しながら「直接指導」と「間接指導」を効果的に組み合わせることを基本とするが、「同時間接指導」を導入し、教師がファシリテーター的な役割を担うことで、学習者が主体となる学習活動の工夫に努める。
- ・ 交流学习（ICTを活用した遠隔交流）、集合学習、合同学習、一部教科担任制等の指導形態を工夫し、社会性や協調性及び発表力や表現力等の育成に努める。

(1) 一人一人の教育的ニーズの把握と校内支援体制の充実

- ・ 児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を把握し、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされているかということを検討し、3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）で整理する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内教育支援委員会を機能させ、支援員を含めた計画的、組織的な校内支援体制の充実を図る。

(2) 保護者や関係機関との連携

- ・ 保護者に対し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学校での状況や、取組、変更等を丁寧に、誠意を持って伝える。
- ・ 早期からの教育相談、支援の重要性をもとに長期的に一貫した支援を行っていくことが大切であり、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら情報を得る他、医療、福祉等の関係機関との連携及び担当者同士の信頼関係を築くよう努める。
- ・ 児童生徒の更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、共に今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組めるように保護者と連携した支援体制の構築を推進する。
- ・ 教育的ニーズに応じて選択、決定した学びの場は、その後の児童生徒の状態等を十分に把握し、考慮、検討をしながら必要に応じて柔軟に変更が行えることを共通理解して支援や指導を行うようにする。

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用

ア 個別の教育支援計画

- ・ 特別な支援が必要な児童生徒が、幼児期から卒業後までの長期的な視点に立って医療、保健、福祉関係と連携し、一貫した教育支援が受けられるよう計画し作成する。
- ・ 合理的配慮については、本人及び保護者の積極的参画に努め、合意形成のもとで進めていく。
- ・ 通常の学級に在籍する児童生徒についても、積極的に作成し、活用に努める。

イ 個別の指導計画

- ・ 特別な支援が必要な児童生徒の実態を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた年間指導目標、内容、方法等を具体化した指導計画を作成し、それに基づいた指導を行う。
- ・ 作成に当たっては、校内委員会において児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、どのような支援を必要としているのかを検討し、学年や校種間の接続、交流及び共同学習等を踏まえ作成する。
- ・ 学習状況の確認と適切な評価を行い指導の改善に役立てるとともに、次年度の引継ぎに活用する。

(4) 通級指導の充実

- ・ 通級による指導の開始やその期間の判断については、教育相談や面談等により、通級による指導の仕組みや必要性について、本人及び保護者との合意形成を進めることが必要である。その上で、校内委員会で通級による指導が必要と判断した場合には、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、指導を開始する。また、終了の際においても開始時と同様に校内委員会において検討して判断する必要がある。
- ・ 単なる教科の遅れを補充する指導を行うのではなく、自立活動の意義と指導の基本を理解して、適切な指導を行う。
- ・ 対象となる児童生徒が、指導を受けやすくするためにも、周囲の児童生徒に対する障害の特性や、合理的配慮への理解を推進することが大切である。

(5) 特別な教育課程の編成

- ・ 小・中学校の特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学校指導要領及び特別支援学校学習指導要領（自立活動編）に基づいて編成するが、児童生徒の障害の状態等を考慮し、特に必要がある場合は、特別支援学校学習指導要領（総則・各教科等）の小学部・中学部に基づいて編成することができる。
- ・ 児童生徒の丁寧な実態把握を行い、教育目標及び教育課程を編成する。
- ・ 幼稚園等、小・中学校の学びの連続性を重視した教育課程を編成し、自立と社会参加に向けた一貫性のある教育の充実に努める。

(6) 交流及び共同学習の充実

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が関わることは、共生社会の形成に向けてお互いが理解し合う貴重な機会であり、このことを常に意識しながら活動や学習の計画、実践に努める。
- ・ 交流及び共同学習を進めるに当たっては、双方の教育的ニーズに応じたねらいを設定し、計画的、組織的、継続的に実施できるようにする。また、交流及び共同学習の実施が児童生徒間の相互理解の深まりにつながるよう共通理解と協力体制の整備を図る。

(7) 教員の専門性の向上

- ・ 全教職員が特別支援教育に関する専門的な知識・技能を深めるために、校内教育支援委員会での共通理解や、特別支援学校等との連携・協力の在り方を工夫する。
- ・ 特別支援教育に関する助言や支援が学校に恒常的になされるよう、専門家等と学校との双方向での連携強化を図る必要がある。

学校全体で特別支援教育に取り組むために

- ・ 実態把握、教育的ニーズの整理、学習内容の計画等について、子供の将来を見据えた必要な学習を考える必要がある。

★「特別支援教育の充実を目指して 学校全体で特別支援教育に取り組むための小・中学校全ての教職員用パンフレット」(R4. 3県教委)

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/38650/panfret.pdf>



本県の特別支援教育の方向性として

- ・ 前構想を継承しつつ、「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つを目標に掲げている。

★「第2期宮城県特別支援教育将来構想(令和7年度～令和16年度)」(R7. 2県教委)

【本文】https://www.pref.miyagi.jp/documents/57635/dai2kisyouraikousou_honbun.pdf

【概要版】

https://www.pref.miyagi.jp/documents/57635/dai2kisyouraikousou_gaiyouban.pdf

